

「(仮称)川越市パートナーシップ宣誓制度」の考え方

令和元年11月

市民部 男女共同参画課

1. 検討の経緯

平成30年6月議会定例会において、「川越市における同性カップルの『パートナーシップの公的認証』に関する請願」が採択されました。

これを受け、市では、性的少数者への取組として「(仮称)川越市パートナーシップ宣誓制度」の創設について検討を進めています。

※ 性的少数者：身体の性別に違和感がなく恋愛対象が異性である人が多数であるのに対して、身体の性別に違和感がある人や恋愛対象が同性や両性に向く人など。

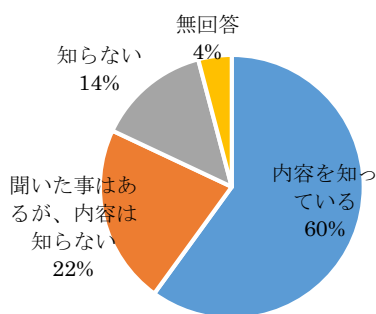
2. 制度の背景

性的少数者は、少数者ゆえに偏見や差別にさらされ、生活のさまざまな場面で困難や生きづらさを感じています。周囲に打ち明けられずに悩んでいる人も少なくありません。

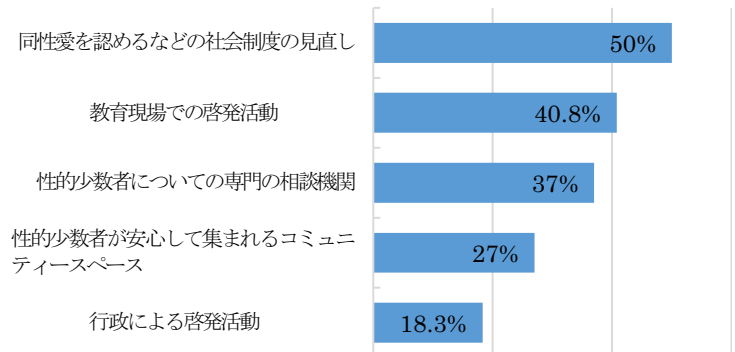
本市では、第5次川越市男女共同参画基本計画に「性的少数者への理解の促進」を施策の1つとして掲げ、すべての人が個人として尊重されるよう、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指した取組を進めています。

「川越市男女共同参画に関する意識調査」(平成30年度)の結果より

【図1】性的少数者という言葉の認知度



【図2】性的少数者が暮らしやすい社会にするために、必要な取組



性的少数者という言葉の認知度については、「内容を知っている」と回答した人が6割と、一定の認知を得ています。(【図1】参照)

また、性的少数者が暮らしやすい社会にするために必要な取組としては、「同性愛を認めるなどの社会制度の見直し(法改正など)」と回答した人が5割と、社会制度を見直す必要性を感じている人も多くなっています。(【図2】参照)

3. 制度の趣旨

すべての人が個人として尊重されるよう、多様性を認め合い、誰もが自分らしく生き生きと暮らせる社会の実現を目指し、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものです。

4. 制度の概要

互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、相互に協力し合うことを約した同性のカップルが、パートナーシップ関係であることを市に宣誓する制度です。市は、宣誓した事実を証明する宣誓書受領証等を交付します。

この制度は、婚姻制度等現行の法制度に影響を与えるものではなく、2人のパートナーシップ関係という事実を対外的に証明するものとして、性的少数者の困難や生きづらさの軽減につながることを目指すものです。同性婚のような法的効果は生じませんが、性的少数者の存在が可視化され、偏見や差別を取り除き、社会的な理解を促進する効果が期待されます。

5. パートナーシップの定義

パートナーシップとは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約した、戸籍上の性が同じ2人の者の社会生活関係をいいます。

6. 宣誓を行うことができる方の要件

次のいずれにも該当する方が対象です。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有している（市内への転入を予定している場合を含む。）こと。
- (3) 双方に配偶者がいないこと。
- (4) 他の者とパートナーシップの宣誓をしていないこと。
- (5) 互いに近親者でないこと。

7. 必要書類

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻をしていないことを証明する書類（戸籍謄本など）

8. 交付する書類

- (1) 宣誓書受領証
- (2) 宣誓書受領カード

9. その他

市は、宣誓書受領証等の趣旨が十分に理解され、社会活動の中で公平かつ適切な対応が行われるよう、市民や事業者への周知啓発に努めます。